

# 高度無線環境整備推進事業

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、地理的に条件不利な地域において、電気通信事業者等による、高速・大容量無線局の前提となる伝送路設備等の整備を支援。
- 具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を電気通信事業者等に補助する。

ア 事業主体：直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者

イ 対象地域：地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）

ウ 補助対象：伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等

エ 負担割合：

（自治体が整備する場合）

【離島】	国	自治体
	2/3	1/3

【その他の条件不利地域】

国（※）	自治体（※）
1/2	1/2

（※）財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

（第3セクター・民間事業者が整備する場合）

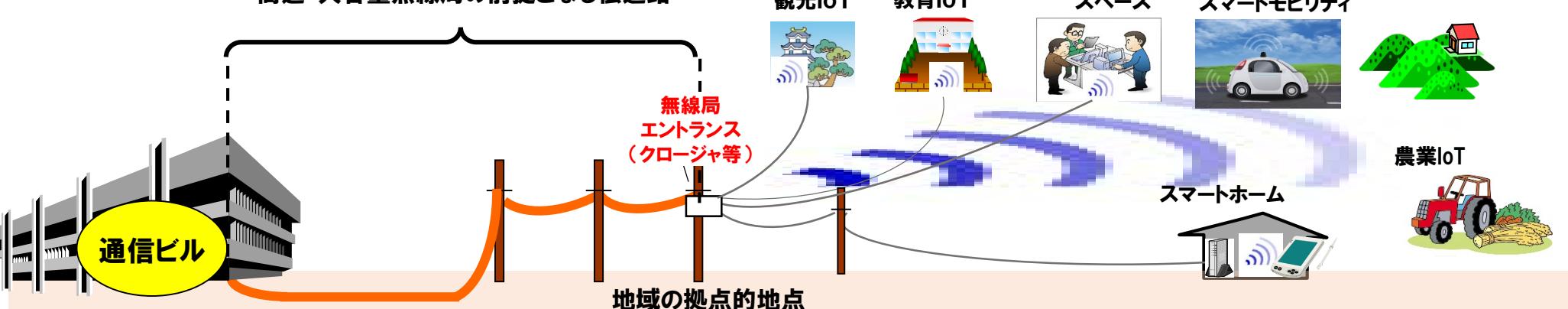
【離島】	国	3セク・民間
	1/2	1/2

【その他の条件不利地域】

国	3セク・民間
1/3	2/3

## イメージ図

### 高速・大容量無線局の前提となる伝送路



※新規整備に加え、R2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。

（公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外）